

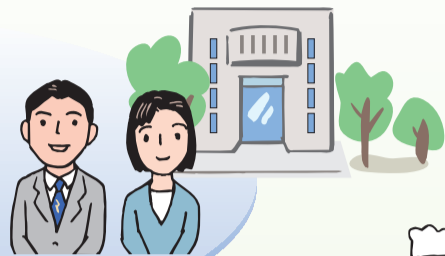
# 男女共同参画社会の実現に向けて

## 市、市民等、事業者の責務

男女共同参画社会は、市と市民等、事業者の皆さんが相互に連携・協力することで実現します。

### 市の責務

- 男女共同参画施策を策定し、実施します
- 市民等、事業者や国および他の地方公共団体と相互に連携・協力します
- 男女共同参画施策以外の施策についても、男女共同参画の視点をもって取り組みます



### 市民等の責務

- 男女共同参画への理解を深め、社会のあらゆる場において男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めましょう
- 市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めましょう



### 事業者の責務

- 事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組みましょう
- 仕事と家庭生活などが両立できるよう、職場の環境整備に努めましょう
- 市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めましょう



※市民等とは、市内に住所のある個人または市内で働き、学び、または活動する個人のことをいいます。

## 性別による差別的取り扱いの禁止など

社会のあらゆる場において、次のことを禁止します

- 性別による差別的な取り扱い
- 望まない性的な言動により、相手の生活環境を害したり、不利益を与えること
- 配偶者などに対する暴力的な行為など

## 公衆に表示する情報への配慮

情報を表示するときは、性別による固定的な役割分担を助長する表現や性的・暴力的な表現などを行わないよう努めましょう

## 市が行う基本的施策

- 男女共同参画施策を推進するため、推進計画を策定します
- 推進計画に基づく施策の実施状況について、年次報告を作成し、公表します
- 家庭生活、地域生活および職業生活などの両立を支援します
- 男女共同参画についての理解を深めるための啓発活動や学習機会の確保に努めます
- 推進に必要な情報の収集および調査研究を行います
- 市民等、事業者などに必要な支援を行います

## 施策の推進体制の整備

- 施策を推進するために必要な体制を整備します
- 審議会などの男女の委員の数の均衡を図るよう努めます
- 市が実施する男女共同参画施策などについての意見、苦情、相談に対して、適切に対応していきます

## 男女共同参画推進審議会の設置

- 男女共同参画を推進するために、男女共同参画推進審議会を設置します
- 審議会では、推進計画に関することや、市が実施する男女共同参画施策などについての意見、苦情などのほか、男女共同参画に関する重要事項を審議します



### 広報誌「ひらく」

市では、男女共同参画意識の啓発事業の一つとして、年2回、広報誌「ひらく」を発行しています。「ひらく」は公募市民の企画・編集により、市民の視点で男女共同参画を考える広報誌として平成9年の創刊以来、この3月で24号になりました。



第24号では、男女共同参画推進条例を特集しています。

「ひらく」は男女共同参画センターをはじめ、市内の図書館・公民館・地域センターなどの公共施設、郵便局、駅などに置いてありますので、ぜひご覧ください。

また、5月下旬ごろに条例に関するリーフレット(一般用・子ども用)の配布と6月の男女共同参画週間に合わせた記念事業も予定しています。

問合せ

次世代育成部青少年男女平等課

☎042(346)9618

✉byodo@city.kodaira.lg.jp

